

平成21年10月開始

個人住民税 的年金からの特別徴収が始まります

(引き落とし)

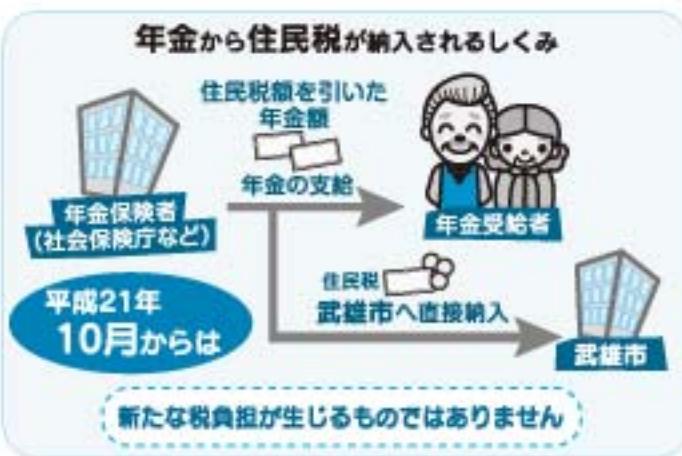
既に「広報武雄」にてお知らせしていましたが、いよいよ10月支給の公的年金から個人住民税の特別徴収(引き落とし)が始まります。

市役所税務課から10月19日付(または10月15日付)で通知した税額を引き落としをせらるただきます。

引き落とし対象の方には

死亡や市外転出、税額の更正等があつた場合は、年金からの引き落としを中止させていただき、税の納付方法を納付書や口座振替に変更させていただきますのでご承ぐださい。

公的年金からの特別徴収について詳しつは「広報武雄(平成21年6月号)」の「税務課からのお知らせ」をご覧ください。市ホームページ(以下の便利帳)をご覧ください。

問 政策部 税務課
(23)911-8

担当: 菊田

皆さまの協力をお願いします

10月1日は浄化槽の日

10月1日は、昭和60年10月1日に浄化槽法が全面施行されたことを記念した「浄化槽の日」です。

①日常生活での生活排水

私たちが日常生活を送るなかで、一日一人あたり約200㍑(リットル)の生活排水量(台所や風呂等の生活雑排水で約150㍑、水洗トイレからの排水で約50㍑)があり、そのなかに含まれる汚濁物質の量(BOD)は約40グラムといわれています。

※BODとは?

水の汚れ具合を表す指標で、水の汚れを微生物が分解するために必要な酸素量を表したもので、BODの値が低いほど水質が良好であることを示します。

②処理形態の違い

(1) し尿汲み取りのみの場合、トイレからの排水については、し尿処理場で処理されますが、生活雑排水についてはそのまま放流されてしまうます。

(2) 合併処理浄化槽を使用した場

合、水洗トイレからの排水と生活雑排水の両方を処理できるだけでなく、公共下水道と同等の高い処理能力があります。

③市の取り組み

市では、従来からの「個人設置型浄化槽(補助金)事業」に加え、今年4月から、集合処理計画区域外にお住まいの方を対象とした「丘別浄化槽(市設置型)事業」を開始して合併処理浄化槽の設置を積極的に推進しています。

水質保全はもとより、トイレの水洗化による快適な住環境作りにも役立ちますので、皆様のご協力をお願いいたします。

各事業の詳細については、下水道課までお問い合わせください。市ホームページ(以下の便利帳)にも各事業の概要について掲載しています。

問 まちづくり部
下水道課
(23)911-8

担当: 廣田

